

山運整第 376 号  
令和 7 年 2 月 12 日

自動車特定整備事業者各位

東北運輸局山形運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の  
取扱要領について」の一部改正について

標記について、令和 7 年 2 月 1 0 日付け東自整第 1 3 2 号により、東北運輸局自動車技  
術安全部長から別添のとおり通知があったので了知されるようお願いします。

【別添】

東自整第132号  
令和7年2月10日

管内各運輸支局長 殿

東北運輸局自動車技術安全部長  
( 公 印 省 略 )

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の  
取扱要領について」の一部改正について

標記について、令和7年2月5日付け国自整第215号により、物流・自動車局自動車整備課長から別紙のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者へ周知徹底を図り、遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

国自整第215号  
令和7年2月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところ。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の利用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）について 所要の改正を行った。

これに伴い、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について、別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」  
 (令和5年12月5日付け国自整第165号) の新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">自 整 第 1 6 5 号 令和5年12月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">自 整 第 1 6 5 号 令和5年12月5日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿            沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局自動車整備課長</p> <p>指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について</p> <p>圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和5年12月21日をもって施行されることとなっている。</p> <p>これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。</p> <p>また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>

別紙

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. ～ 2. (略)

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年2か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2) ～ (6) (略)

別添 1 (略)

附則（令和5年12月5日 国自整第165号）

本規定は、令和5年12月21日から施行する。

附則（令和7年2月5日 国自整第215号）

本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別紙

指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

1. ～ 2. (略)

3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2) ～ (6) (略)

別添 1 (略)

附則（令和5年12月5日 国自整第165号）

1. 本規定は、令和5年12月21日から施行する。

(新設)

国 自 整 第 号  
令和6年12月5日  
最終改正 令和7年2月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について」の一部改正について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「車両法施行規則」という。）第44条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の利用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号。以下「自賠法施行規則」という。）について 所要の改正を行った。

これに伴い、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について、別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

## 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領

## 1. 対象範囲について

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年告示 619 号（以下「細目告示」という。）別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮水素ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (2) 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める圧縮天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験
- (3) 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」で定める液化天然ガスを燃料とする自動車（検査対象外軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品の再試験

## 2. 自動車特定整備事業者が行うガス容器及びガス容器附属品の再試験について（指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業以外で実施する場合を含む）

自動車特定整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器再試験及びガス容器附属品再試験（以下、「ガス容器等再試験」という。）を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

- (1) ガス容器等再試験については、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場において、十分な換気を行い実施すること。
- (2) ガス容器等再試験を実施できる者は、事業場の工員であって次の資格を有する者であること。

- ア 一級大型自動車整備士
- イ 一級小型自動車整備士
- ウ 一級二輪自動車整備士
- エ 一級自動車整備士（総合）
- オ 一級自動車整備士（二輪）
- カ 二級ガソリン自動車整備士
- キ 二級ジーゼル自動車整備士
- ク 二級二輪自動車整備士

- ケ 二級自動車整備士（総合）
- コ 二級自動車整備士（二輪）

(3) ガス容器等再試験を実施した際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に定める審査事務の実務に関する規程（以下、「審査事務規程」という。）で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に 2 部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添 1 の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に 2 年間保存すること。

### 3. 指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について

指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。

なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。

(1) ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。

ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 2 か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。

(2) ガス容器等再試験を実施できる者は、自動車検査員とする。



(3) ガス容器等再試験を実施した際には、審査事務規程で定める様式の「ガス容器等再試験結果証明書」を作成し、依頼者に1部交付すること。

なお、紛失等により依頼者から「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付の申し出があった場合には、再交付することができる。

(4) 「ガス容器等再試験結果証明書」を交付する際には、別添1の「ガス容器等再試験結果管理台帳」で適切に管理すること。

なお、「ガス容器等再試験結果証明書」の再交付した場合には、備考欄に再交付年月日と再交付であることを、ガス容器等再試験の設備を他の事業場又は他の事業者から借り入れた場合には、備考欄に借用先を記載すること。

(5) 依頼者に交付した「ガス容器等再試験結果証明書」の写し及び「ガス容器等再試験結果管理台帳」については、事業場毎に2年間保存すること。

(6) ガス容器等再試験を実施した場合（当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書を活用する場合を除く。）には、指定整備記録簿の備考欄に以下の項目を記載すること。

ア 実施年月日／充填可能期限

イ 試験実施者

ウ 使用したガス検知器の型式（検知液の場合は、検知液と記載）

附則（令和5年12月5日 国自整第165号）

本規定は、令和5年12月21日から施行する。

附則（令和7年2月5日 国自整第215号）

本改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

